

特集

在宅・地域で行なう

特定行為

意義と実践のイメージをつかむ

本年10月から始まる「特定行為に係る看護師研修制度」。

これまで医師の指示のもと行なっていた「診療の補助」のうち、「特定行為」とされた38の行為について、その行為の研修を受けた看護師が、事前に定められた手順書によって実施できるようになります。

とくに、医師が常にいるわけではない在宅や地域で期待されている特定行為。タイムリーに必要な処置を行なえることで、外来受診や急変・入院の減少や、より快適な生活の継続が叶えられる可能性があります。

しかも、モデル事業を行なった看護師からは、研修や実践を通して、「行為の実施」に留まらない看護の変化があったという声も聞こえてきます。

それでは、具体的に、現場では特定行為をどのように考え、どのように行なうのでしょうか？

行なった結果、何が変わるのでしょうか？

制度の内容を確認するとともに、モデル事業での実践からイメージします。